

消費者庁入札等監視委員会 第1回会議 議事概要

| | |
|---------|--|
| 開催日及び場所 | 平成26年12月4日（木） 消費者庁内61会議室 |
| 委員 | 井手 秀樹 （慶應義塾大学商学部教授） 河村 小百合 （株式会社日本総合研究所調査部上席主任研究員） 竹内 啓博 （公認会計士） |
| 議事 | ○事務局説明 ○委員等互選 ○入札等監視委員会運営要領について ○平成26年度上半期の契約に係る審議 ○その他 |

| |
|--------------------------|
| ○事務局説明 |
| 消費者庁の組織や委員会の運営等について説明した。 |

| |
|------------------|
| ○委員長互選 |
| 井手秀樹委員を委員長に選出した。 |

| |
|--------------------------|
| ○入札等監視委員会運営要領について |
| 委員の指摘事項に関して、再度検討することとする。 |

| | |
|--------------------|--|
| ○平成26年度上半期の契約に係る審議 | |
| 審議対象期間 | 平成26年4月1日～平成26年6月30日 |
| 対象案件の説明 | 第1回会議のため事務局により抽出、説明 1者応札で前年度と同一事業者による同種案件 2件 |
| 【競争入札】 最低価格落札方式 | 契約件名：消費者庁ホームページ内検索機能提供業務 契約相手：株式会社インターネットイニシアティブ 契約金額：3,240,000円 契約日：平成26年4月1日 担当課：総務課情報システム担当 |
| 【競争入札】 総合評価落札方式 | 契約件名：越境取引に関する消費者相談の国際連携の在り方に関する実証調査 契約相手：ベリトランス株式会社 契約金額：29,132,737円 契約日：平成26年4月1日 |

| | |
|-------------------------|------------|
| | 担当課：消費者政策課 |
| 委員からの意見・質問 それに対する回答等 | 別紙のとおり |

| |
|--|
| ○その他 |
| 委員から事務局に対して下記の意見が提出された。 ・契約一覧表に、「前年度等とほとんど同様の案件だが件名が違う案件」があれば備考欄にわかるように記載してほしい。 |

別紙

| 意見・質問 | 回答 |
|---|---|
| 1. 消費者庁ホームページ内検索機能提供業務 | |
| 2. 越境取引に関する消費者相談の国際連携の在り方に関する実証調査 | |
| 何年度にわたり同様の業務をやっているのか。契約金額は前年度と今年度でいくらか。価格の変化はどうなっているのか。 | <p>1. 平成23年度～平成26年度。 平成25年度：4,200,000円。 平成26年度：3,240,000円。 継続して契約しているため導入時にかかるコストが落ち、価格が低くなっていることも考えられる。</p> <p>2. 平成23年度～平成26年度。 平成25年度：28,150,706円。 平成26年度：29,132,737円。 消費税増税の影響等で、若干高くなっている。</p> |
| 予定価格は業者の見積を参考にしているのか。 | そのとおり。 |
| 一者応札が例年続いているものについて、今後の対応をどうするのか。 | 性質上この業者しかできないと判断されるものもあり、公募による随意契約に移行することを検討している。 |
| 2. については専門的知識・技術が必要であり、かなり難易度が高い業務だと思うが、この金額で必要な成果物は得られるのか。 | 得られている。 |
| この業者しかできないような仕様書になっているのではないかと外部から指摘される場合もある。仕様書の内容を検討するべきではないか。 | 仕様書については、多くの業者ができるようにしているが、仕様書の業務内容をゆるめることにより、必要がある業務ができなくなってしまう業者が落札することが問題となってくる。 |
| 随意契約にすることによって価格の妥当性はどうなるのか。 | 随意契約であっても、少額随契以外は、予定価格を作成し、その範囲内で契約することになる。また、随意契約の場合は、価格交渉をすることができるため、価格も安価になることが想定される。 |
| 随意契約をやるには消費者庁でも基準があるのか。 | 当庁でも随契審査委員会を開催し、審査をして通ったものだけ随意契約を認めている。 |